

第370回矢板市議会定例会

提出議員案説明書

令和3年12月

矢板市議会

提出議員案説明書

議員案について提案の理由を申し上げます。

議員案第1号 オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書について、ご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、相当数の議員が隔離された状況においても、急を要する感染症対策議案の審議、議決が求められる事態が、現実のものとして想定されることから、定足数を満たす人数の議員が議場に参集できない状態においても、議案審議、表決などを可能とする議会運営方法を確立しておかなければ、本会議は開けず、議決機関として市民の期待に応えることはできません。

また、少子高齢化社会の到来により、育児や介護で容易に外出できない議員でも、職責が果たせるよう自宅から議案審議、表決できる手段が、議員の多様性確保の観点からも求められています。

しかしながら、地方自治法第113条及び第116条第1項における「出席」の概念が、現に議場にいることと解されており、オンライン会議による本会議運営は現行法上、困難とされています。

よって、国においては、本会議運営をオンラインにより行うことが可能となるよう、地方自治法の改正を強く要請するものであります。

以上が、本定例会に提出いたしました議員案の概要であります。